

令和8年度用

記入例 (剪定枝葉の場合)

事業系一般廃棄物に係る指定袋収納義務除外申請書

年 月 日

提出日を記入してください。

神戸市長 宛

申請(搬入)者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
神戸市中央区磯上通7-1-5

氏名 株式会社 神戸市
代表取締役 神戸太郎
電話番号 078-000-0001 FAX番号
担当者氏名 環境清子

FAXがない場合
記入不要

氏名欄には事業所名(商号、屋号)
及び代表者の役職名・氏名を記入して
ください。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の3の規定により指定された袋に
収納することなく事業系一般廃棄物を搬入したいので、同条例第21条第1項の承認に係る申請をします。

※太線内の全ての項目に記入して下さい。

複数選択可能です。

搬入先 (該当するものに○を)
東(港島) / 西(北、垂水、西区で発生する廃棄物に限る)

【注意事項】西クリーンセンターに搬入できる廃棄物は、発生場所が北区・垂水区・西区に限る。その他の区内で発生する廃棄物は、『西』以外のクリーンセンターを申請し、搬入してください。

令和9年3月31日までの期間で
申請が可能です。

搬入年月日 令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月31日(水)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 上記、申請(搬入)者と同じ
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (会社名) 上記、申請(搬入)者と同じ
電話番号 上記、申請(搬入)者と同じ
FAX番号 上記、申請(搬入)者と同じ

廃棄物所有者は
上記申請(搬入)者と
必ず同じになるため、
記入不要です。

搬入する廃棄物の種類 (該当するものに○を)
1. 剪定枝葉 2. 布切れ
3. 3,000kg以下で1回あたりのおおよその量をKgで記入してください。
4. その他(具体的に)

搬入する廃棄物の量 (1回あたりの分量) 3,000 kg程度

搬入する廃棄物の種類、発生場所、発生理由
発生場所(いづれかに○を)
発生理由(※具体的に)
神戸市内一円 (搬入先が西クリーンセンターのみの場合は選択できません)
北・垂水・西区内一円
申請(搬入)者および廃棄物所有者の住所と同じ
区を指定する ↓以下から廃棄物が発生する可能性のある区を全てに○を付けてください。
(東灘区 / 灘区 / 中央区 / 兵庫区 / 北区 / 長田区 / 須磨区 / 垂水区 / 西区)
上記以外で具体的な場所を申請する ↓以下に具体的にご記入ください

複数チェックしないでください。

発生場所が複数箇所にわたる可能性がある場合は
「神戸市内一円」をチェックしてください。

搬入先を『西』のみとする場合、
「神戸市内一円」は選択できません。
「北・垂水・西区内一円」か、
「区を指定する」を選択し、
北・垂水・西区のいずれかに
○を付けてください。

その他の区内で発生する
廃棄物がある場合は、
搬入先を『西』以外にも
○をつけて申請して
西クリーンセンター以外に
搬入してください。

搬入車両番号(ナンバープレート) (複数台になる場合は別紙で記載)
地名(陸運支局等) 神戸 分類番号 333 用途(かな) あ 一連指定番号 9999

指定袋に収納しない理由 (該当するものに○を)
1. 規則第3条の5第2号に該当するものをその区分に属するものだけで多量搬入する。
【例】剪定枝葉
2. 規則第3条の5第3号に該当するものを搬入する。
【例】道路機械清掃ごみ
3. 規則第3条の5第4号に該当するものを搬入する。
【例】機密文書

9台まで申請可能です。複数の車両を申請する場合は、「別紙のとおり」と記し、全車両番号を記した別紙を添付してください。レンタカー等、搬入車両が申請時に未定の場合は、「未定」と記し、判明次第、下記窓口へ電話連絡をしてください。申請していない車両での搬入はできません。

承認通知書

同条例第21条第1項の規定により、下記の通り承認する。なお、搬入に際しては、規定を遵守するとともに、申請内容、下記の搬入条件等を遵守すること。
・本承認書を搬入先の事務所に提示し、施設の指示に従い搬入する。
・令和 年 月 日から令和 年 月 (年末年始は、12月29日から翌年1月3日まで)
・廃棄物は、太さが直径5cm以下、長さが50cm以下の搬入用袋に付着した土は、よく落としておくこと。
・承認されていない車両(レンタカーやリース車など)での搬入はできません。搬入車両番号の追加、変更は、前もって下記へ電話連絡してください。

当課で承認後に発行する承認通知書には、全車両番号をまとめて1枚に記載します。必要に応じてコピーしてください。

(留意事項) ①この申請書は搬入年月日の3営業日前までに承認を受けてください。
②上記申請内容に虚偽の事項があることが判明した場合、搬入基準外の搬入が判明した場合、承認書を他の廃棄物の搬入に使用する等、不正が明らかになった場合には、同条例第21条第3項の規定に基づき、この承認を取り消し、また、受け入れを拒否することがあります。
(窓 口) 神戸市環境局事業系廃棄物対策課 TEL: 078-595-6184 平日(土、日、祝日、年末年始を除く) 8:45~12:00, 13:00~17:30

【提出方法】

<窓口の場合> 平日(土、日、祝日、12/29~1/3を除く) 8:45~12:00, 13:00~17:30
必ず電話(078-595-6184)で予約のうえ、事業系廃棄物対策課へ
ご持参ください。

<郵送の場合>
搬入初日の1週間前(土、日、祝日、12/29~1/3を除く)までに届くよう
切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、下記住所へお送りください。

送付先 651-0086
神戸市中央区磯上通7丁目1-5
三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局事業系廃棄物対策課
除外申請担当宛